

千葉県障害者日常生活用具費支給等事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 用具費の支給（第2条－第9条）

第3章 用具の貸与（第10条－第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、重度障害者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）の購入に要する費用（以下「用具費」という。）を支給することにより、福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第1条の2 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の例によるものとする。

第2章 用具費の支給

（支給対象者）

第2条 用具費の支給の対象となる者は、次のいずれかに該当する障害者又は障害児の保護者とする。

ただし、用具費の支給を申請した者の属する世帯の他の世帯員のうち施行令第43条の2第1項に規定する者の所得が施行令第43条の2第2項に規定する基準以上であるときは、この限りではない。

（1）市内に住所又は居住地を有する障害者

（2）障害児の保護者であって、当該障害児が市内に住所又は居住地を有する者

（3）市外に居住地を有する障害者等であって、本市から障害福祉サービスの支給決定及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第4項に規定する入所給付決定を受けている者

2 既に用具費の支給を受けている用具と同一の種目の用具の再交付に係る申請をする場合は、前回の支給日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として支給対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場

合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が重度障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

- 3 その他、用具費の支給にあたり、判断が困難な場合には、障害者相談センターに助言を求めることができる。

(用具の種目等)

第3条 用具の種目、性能及び基準額は、別表に定めるとおりとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく貸与又は購入費用の支給を受けられる用具については、用具費の支給対象としないものとする。

- 2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の支給については千葉市身体障害児者住宅改修費支給事業実施要綱に定めるところによるものとする。

(支給の申請)

第4条 用具費の支給を受けようとする者は、日常生活用具費支給等申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、難病患者等については診断書（様式第1号の2）その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請について審査し、適当と認めたときは、日常生活用具費支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに日常生活用具費支給券（様式第3号）を申請者に交付し、不適当と認めたときは、日常生活用具費支給等却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査は、用具費の支給を受けようとする者の身体的状況、経済的状況、家庭環境、介護状況等を実地に調査し調査書（様式第5号）を作成して行うものとする。

なお、難病患者等については調査書（様式第5号の2）についても作成するものとする。

(用具費の支給額)

第6条 前条第1項の規定により用具費の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に、用具費の100分の90に相当する額を支給するものとする。ただし、用具費が、別表に定める基準額を超えるときは基準額の100分の90に相当する額を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第43条の3第2号に掲げる者又は中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に定める支援給付を受けている者に対しては、別表に定める基準額を上限として、それぞれ100分の

100に相当する額を支給するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、100分の10に相当する額が、施行令第43条の3の規定を準用して得た額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、用具費（用具費が基準額を超えるときは基準額）から負担上限月額を控除して得た額を支給するものとする。

（用具費の支給）

第7条 支給決定者は日常生活用具費支給券に領収書等、用具費の支払額を証する書類（領収書等）を添付して、市長に用具費の請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、用具費を支給決定者に支給するものとする。

（代理受領）

第8条 用具費の支給は、原則として第7条の規定によるが、支給決定者の利便を考慮し、代理受領方式によることができるものとする。

- 2 代理受領は、支給決定者が業者に委任して行うものとする。

- 3 支給決定者は、業者に、あらかじめ日常生活用具費支給券を引き渡すとともに、第6条第1項又は第2項の規定により発生する、用具費と支給額との差額を支払うものとする。

- 4 市長は、業者の請求に基づき、第6条第1項又は第2項の規定により支給する額を当該業者に支払うものとする。

- 5 前項の請求は、第3項の規定により、支給決定者より引き渡された日常生活用具費支給券を添付して行うものとする。

（用具の使用）

第9条 用具費の支給を受けた者は、当該用具を目的に反して使用してはならない。

第3章 用具の貸与

（貸与対象者）

第10条 用具の貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、本市に住所を有し、当該年度（4月から7月までの間に申請する場合にあっては前年度）の市民税所得割課税額が非課税の世帯に属する身体障害者で、用具の種類に応じて別表に定められたものとする。

（貸与用具の種目等）

第11条 貸与する用具の種目及び性能は、別表に定めるとおりとする。

（貸与の費用）

第12条 用具の貸与は、無償で行うものとする。

（貸与の申請）

第13条 用具の貸与を受けようとする者は、日常生活用具費支給等申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(貸与の決定等)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請について審査し、適当と認めたときは、日常生活用具貸与決定通知書(様式第6号)により、不適当と認めたときは、日常生活用具費支給等却下決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査については、第5条第2項の規定を準用する。

3 市長は、第1項により福祉電話等の貸与を決定したときは、千葉市重度身体障害者福祉電話等申込書(様式第7号)により東日本電信電話株式会社に設置の申込みをするものとする。

(用具の管理)

第15条 用具の貸与を受けている者は、当該用具を善良なる管理者の注意をもって使用し、当該用具を譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 用具の貸与を受けている者は、当該用具を破損し又は滅失したときは直ちにその旨を市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(報告)

第16条 用具の貸与を受けている者は、貸与対象者にかかる要件に変更が生じたときは、日常生活用具貸与変更届出書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(貸与用具の返還)

第17条 用具の貸与を受けている者が、次の各号の一に該当する場合は、当該用具を速やかに、市長に返還しなければならない。

(1) 当該用具を必要としなくなったとき

(2) 貸与対象者でなくなったとき

2 市長は、用具の貸与を受けている者が、この要綱の規定若しくは貸与の条件に違反した場合又は偽りその他不正の手段により貸与を受けた場合は、貸与用具の返還命令書(様式第9号)により当該用具の返還を命ずることができる。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、用具費の支給等に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項の規定は、千葉市身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成元年 4 月 1 日施行）、千葉市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成 4 年 4 月 1 日施行）に基づき既に給付が行われた世帯についても適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 3 難病患者等日常生活用具給付事業による日常生活用具給付を受けた者については、第 2 条第 2 項中「前回の支給日」を「難病患者等日常生活用具給付事業による同種目の給付の決定日のうち直近の日」とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の 2 及び様式第 3 号については平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、

当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。ただし、様式第 2 号、第 4 号、
第 6 号及び第 8 号については、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、既に用具の貸与を受けている者は、第 10 条の規定に関わ
らず、施行後 1 年間に限り、貸与対象者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。